

ページ番号
1016504

税金以外のお支払い も便利になります

会計課
(本庁舎1階)☎0538-37-4817
FAX 0538-37-4884

マークのある納付書は
キャッシュレス決済が可能です

これまで税金のお支払いに限られていたキャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォン決済）が、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの税外公金でも利用できるようになります。納付書に印字されている **eL-QR**

（二次元コード）を、決済アプリまたは地方税お支払いサイトで読み取ることで、キャッシュレスで納付できます。

※下表の赤字部分が今回追加箇所です

※QRコードは株式会社

デンソーウェーブの登録商標です



対応開始日

令和8年9月24日(木)から

キャッシュレス決済のメリット

- ・手元に現金を用意する必要がない
- ・いつでも、どこでも、自分の好きな時間、場所で納付可能

	金融機関	コンビニ	クレジット	ネット バンキング	スマート フォン
税	○	○	○	○	○
介護保険	○	○	○	○	○
後期高齢者医療	○	○	○	○	○
保育料など	○※1	×	○	○	○
放課後児童クラブ	○※1	×	○	○	○

※1…ゆうちょ銀行を除く

選べるお支払い方法①

- スマホから「〇〇ペイ」「〇〇払い」で納付したい

- ・au PAY ・d 払い
- ・PayPay ・楽天 Pay など

利用できるスマホ決済
アプリの一覧はこちら▶



- 1 スマホ決済
アプリを起動



- 2 eL-QR を
読み取り

※読み取り後に表示される金額などを確認してください



- 3 支払いを実行
納付完了！



選べるお支払い方法②

- クレジットカードで納付したい
- インターネットバンキングで納付したい
- 2枚以上の納付書をまとめて納付したい

地方税お支払いサイトの特徴や
eL-QR 利用方法の詳細はこちら▶



- 1 地方税お支払サイトにアクセス▶
※9月より「eL お支払サイト」に名称変更予定



- 2 「お支払サイトでお支払い」から
eL-QR 読み取り画面へ

- 3 eL-QR を読み取り

※読み取り後に表示される金額などを確認してください
※2枚以上の納付書がある場合は続けて読み取ってください



- 4 支払い方法を選択
支払いを実行し、納付完了！



今すぐ始めよう！ ペットの防災対策

環境課
(西庁舎1階)

☎0538-37-2702
FAX 0538-37-5565

ペットの安全を守るために

地震や台風などの災害が起こった時、飼い主はペットの安全も守らなければなりません。ペットと安全に避難するため、日頃から避難行動などを考え、備えておきましょう。

避難所には動物が苦手な方やアレルギーのある方など、さまざまな避難者がいるため、普段の生活以上に配慮する必要があります。

避難方法

避難所だけが避難先ではありません。自身の状況に合った複数の避難先を事前に把握しておくことが、安全な避難につながります。

- ・ペットと共に在宅避難（自宅の安全が確保されている場合）
- ・親戚・知人宅（事前に合意を得ておきましょう）
- ・ペット受け入れ可能な民間施設（ホテル、ペットホテルなど）
- ・避難所

ペットと共に避難所で生活する場合

避難所にペットと同行避難する場合、

飼い主が日頃から心がけること

- ・ワクチン接種やノミ、ダニの駆除などの健康管理を行う
- ・基本的なしつけを行い、ケージやキャリーバッグに慣れさせておく
- ・鑑札や迷子札を装着し、所有者を明示する
- ・事前に避難所と避難経路を確認する

災害に備えた事前の準備

- ・水とペットフード（7日分以上を推奨）
- ・ケージやキャリーバッグ
- ・トイレ用品、食器、予備の首輪やリード
- ・飼い主と一緒に写った写真（はぐれたときの捜索や、飼い主であることの証明に役立ちます）

その行動、本当に「猫のため」ですか？

環境課
(西庁舎1階)

☎0538-37-2702
FAX 0538-37-5565

猫と私たちが幸せに暮らすために

市には、「猫」に関する苦情や相談が寄せられています。この問題を解決するためには、皆様のご理解、ご協力が不可欠です。

猫に関する苦情や相談の例

- ・近所の方の飼い猫が、他人の敷地内でフンや尿をしている
- ・飼い主のいない猫が増えてしまい、困っている

問題を解決するために

- ・飼い猫は室内で飼育しましょう
- ・屋外で放し飼いをすると、交通事故に遭うことや感染症になる危険性が高まります。飼い猫を守るため、また近所の方とのトラブルを避けるためにも、首輪をつけて室内で飼育しましょう。



- ・飼い主のいない猫にむやみに餌を与えないでください
- ・不妊・去勢手術を行わなかったり、むやみに餌を与えたりすると、不幸な猫を増やし、近所の方に迷惑をかけることにつながります。飼い主のいない猫を増やさない、また近隣トラブルを避けるために、「不妊・去勢手術を行う」「置き餌はしない」など、ご協力をお願いします。

飼い主のいない猫への不妊および去勢手術費用を助成します

市は、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う方に対し、手術費用の一部を助成しています。また、今年の4月から、市外の動物病院で不妊・去勢手術を行った場合も助成の対象となりました。

不妊・去勢手術を行う方を対象に「飼い主のいない猫保護器具」の貸し出しも行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



ページ番号
1001981

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

福祉政策課
(i プラザ3階)

☎0538-37-4814
FAX 0538-37-6495

地域の身近な相談相手です

民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しています。任期は3年で再任は可能です。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。

市では、315人（令和8年7月1日現在）の民生委員・児童委員（うち主任児童委員22人）が活動しています。

主任児童委員とは

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるため、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

どんな活動をしているの？

地域の身近な相談相手

生活の中で困っている人のために、身



▲校門前であいさつ運動を行う委員

近な相談相手となります。相談内容に応じて、関係機関との「つなぎ役」になります。

見守りや声掛け

高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。

行政機関と連携

行政機関の依頼により、担当地区の状況調査などに協力したり、地域の課題解決や支援に取り組むため、研修会などで必要な知識の習得に努めています。

ページ番号
1001897

認知症を「自分ごと」と考えましょう

福祉政策課
(i プラザ3階)

☎0538-37-4814
FAX 0538-37-6495

認知症は誰もがなり得る病気です

認知症に対してこのようなイメージはありませんか？

認知症について「自分には関係ない」「その人らしさ（性格や好み、大切にしていること）がなくなる」「問題を起こす」「地域での生活は難しい」、こんなイメージはありませんか？

認知症は特別な人がかかる病気ではなく、年齢に関わらず誰もがなり得ます。一人一人が「自分ごと」として、次のような考え方を持つことが大切です。

認知症は自分もなり得る

その人らしさがある

一番困っているのは本人で、行動には理由がある

支え合うことで地域の一人として暮らすことができる



認知症の小さなサインかもしれません

当てはまる項目にチェックをつけましょう。

週に1回以上外出していない	週に1回以上外出していない
昨年と比べて外出の回数が減っている	昨年と比べて外出の回数が減っている
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあると言われる	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあると言われる
自分で電話番号を調べて、電話をかけることができない	自分で電話番号を調べて、電話をかけることができない
今日が何月何日か分からないときがある	今日が何月何日か分からないときがある

チェックした項目がある場合は、認知機能などの低下の可能性があります。

認知症は早期診断と早期対応がとても大切です。自分自身のほか、家族・友人など周りの人について「もしかして認知症かも」と思われる症状に気付いたら、一人で悩まずお近くの医療機関や地域包括支援センターへ相談しましょう。

地域の総合防災訓練 に参加しましょう

自分を守る、地域で助け合う

危機管理課

(防災センター2階)

☎0538-37-2116

FAX 0538-32-0177

訓練重点項目

・安否確認訓練

・家庭での「備え」の実施啓発

・共助による救助活動および応急救護

・人材台帳の作成や整備

家庭防災の日を活用しましょう

9月の第3日曜日は、「家庭防災の日」です。総合防災訓練後に、防災への意識が高まっている機会を活用し、家庭での備えを再確認しましょう。

災害時に大切なのは、「日頃の備え」と「地域のつながり」です。この機会に、ご家庭の備蓄状況や災害時の対応を確認するとともに、地域の人と協力して、いざという時に備えましょう。



総合防災訓練

磐田市自治会連合会と市では、身の安全確保や安否確認など、災害発生直後の行動を確認する「令和8年度総合防災訓練」を実施します。

磐田市自治会連合会統一実施日

9月6日(月) 午前9時～正午

※暑さ対策や地域の実情に応じて、各自治会の判断により実施日時が変更となる場合があります。

門・塀・擁壁ようへきなどを設置 する際のルール

安全で住みよい道路づくりのために

建築には道路の条件があります

建築基準法は、建築する場合の最低限の基準が定められています。

建築物は原則として幅員4m以上の道路に接している敷地でなければ建築できません。しかし、幅員が4m未満でも、法が適用される前から建築物が立ち並んでいた幅員1.8m以上の道は、道路とみなされ、建築が可能です。

このような道路のことを「2項道路」と呼びます。これらに該当するかは建築住宅課へお問い合わせください。

2項道路のルール

原則として道路の中心線から両側2mまでを道路とみなします。この範囲(後退部分)には、建築物だけでなく、門・塀・擁壁などは設けられません。

なお、道路に面するブロック塀を撤去する場合の補助制度があります。撤去前に、建築住宅課へご相談ください。

